

川崎南法人会活動報告

平成20年度 会員増強決起大会 会員増強の現状と今後について

阿部委員長

理事会・会員増強決起大会 社団法人 川崎南法人会



山下会長

9月11日(木)、川崎日航ホテルに於て川崎南税務署から菅沼署長以下3名の参加をいただき、当会よりは山下会長以下39名の理事、組織委員8名、青年・女性の各部会役員7名が参加し、決起大会が開催された。

山下会長はあいさつの中で、会員増強の必要性和会を維持し発展させていくのが我々の使命であると話され、続いて阿部委員長が今の経済情勢の中で、会員の減少に歯止めがかからないのが現状であり、真剣に取り組んで一社でも多くの会員の獲得をお願いしたいと力説し奮起を呼びかけた。

今年度の新規会員獲得目標250社(4月～3月)



役員は各2社。組織委員、青年・女性部会役員は各1社。支部最低5社。受託会社(大同生命、A I U保険、アフラック)60社等。

主要な議題は次の通りです。

- ①昨年度会員増強による新規獲得実績と現状までの入会状況
- ②現在の会員状況の推移及び入退会状況
- ③支部長、副支部長他からの会員増強に対する意見交換(各支部の自主目標確認)
- ④意見集約
- ⑤会員増強宣言発表

青年部会 家族クルージング

8月23日(土) 品川駅からバスで10分程の北品川クリスタルヨットクラブに集合、幼稚園生から高校生を含め18名が参加しました。東京湾内、台場、レインボーブリッジを海から見学しました。部会員の皆さんは夏休みの終盤を迎えたお子さん達との楽しいひとときでした。



社会貢献活動 米海軍第7艦隊バンド演奏会



9月5日(金) 当会の社会貢献活動の一環としてミュージア川崎シンフォニーホールにて「米海軍第7艦隊バンドコンサート」を開催しました。この演奏会は、オーストラリア及び極東地域全域で行われる大規模なイベントのメインアトラクションとして、どの地域の米海軍音楽隊よりも広範囲の演奏を行っているプロの海軍音楽隊である米海軍第7艦隊バンドを迎えて行われており、今回で6回目となります。多彩な演奏で川崎市民の人気

を博し「音楽のまち川崎」にふさわしいイベントとして定着。開演に先立ち、当会の山下会長からイベントの趣旨、法人会の役割及び税の使われ方などの説明や、川崎南税務署の菅沼署長からe-Taxやホームページの活用などの税情報の紹介が行われた。演奏はロック、ジャズ、ラテンを始め「島唄」や「千の風になって」等、日本のヒット曲を含め20曲を超え、参加した川崎市民約1,200名の聴衆からは大きな喝采が送られた。

源泉部会 夏の税務セミナー及び講演会

源泉部会では毎年8月初旬に税務研修と外部講師を招いての講演会を開催しております。今回の8月7日(木)はコミュニティーハウス「さくら」に於いて、南税務署の井上源泉担当上席による「最近の源泉所得税の事例」と題した研修、2部の講演は演芸プロデューサー大友一平氏による「ズバリ世相学」。3部は署の幹部の方々、部会員、本部役員で懇親会が開かれました。



県連ラッピングバス出発式



7月28日(月)神奈川県連が川崎市営バス塩浜営業所で行ないました。8月から川崎、幸、中原、高津の4区内でラッピングバス2台を走らせPRをします。いずれも川崎市営の路線バスで、



法人会のキャラクター犬「ケンタ君」を車体にあしらひ、5年間に渡って法人会の存在をアピールします。

女性部会 税務研修会及び意見交換会



7月23日(水) 部会員・本部役員36名が出席し、コミュニティーハウス「さくら」で税務研修会を開催しました。当日は、川崎南税務署より名倉法人課税第1部門上席調査官を迎えての研修会。2部では菅沼新署長を始め、幹部の方々との意見交換会を行ないました。

県法連 税制問題研究会



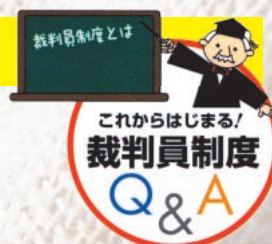
9月2～3日「箱根湯本・吉池」で147名が参加し開催されました。当会より堀江副会長他6名が参加し、講師に国際エコノミストの今井激氏が「日本経済これからどうなる」と題し、世界の株暴落、サブプライム問題、為替・不動産・原油・金の見通しから、どう老後に備えるかまで世界の経済状況を熱弁されました。

社会貢献活動 ヤビツ水源県民交流の森づくり



社会貢献活動の一環として神奈川県法人会連合会が主催する、丹沢ヤビツ峠「法人会の森」にて下草刈りが今年も7月26日(土)に行なわれました。堀江副会長を始め役員ら13名が参加しました。また、県内法人会から約350名の会員が集まり、曇り空の下で汗を流しました。

裁判員制度 Q & A



Q11 裁判は時間がかかるのではないのですか？

A 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。
国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思います。

Q12 裁判員には^{にっとう}日当や交通費は支払われるのですか？

A 支払われます。
なお、日当額については、上限1万円と定められています。



Q13 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか？

A 平成17年の裁判員制度の対象となる事件は3,629件でした。
日本全国の選挙人をもっている人の数が約1億299万人（平成17年9月現在）ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれたとすると、1年間で約285人から570人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。

